○ 福祉用具専門相談員について(平成18年3月31日老振発第0331011号厚生労働省老健局振興課長通知)(抄)

新	旧
平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 3 月 31 日
老振発第 0331011 号	老振発第 0331011 号
改正 平成 25 年 3 月 29 目	改正 平成 25 年 3 月 29 目
改正 平成 26 年 6 月 2 日	改正 平成 26 年 6 月 2 目
改正 平成 26 年 12 月 12 日	改正 平成 26 年 12 月 12 日
最終改正 令和7年4月4日	

各都道府県介護保険主管部(局)長殿

厚生労働省老健局振興課長

# 福祉用具専門相談員について

「介護保険法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第77号)及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」(平成18年政令第154号)の施行により、介護保険法(以下「法」という。)第8条第12項に規定する福祉用具貸与若しくは同条第13項に規定する特定福祉用具販売又は法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売は、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われるものとされた。

また、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成 18 年厚生労働省令 第 106 号)及び「介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成 18 年厚生労働省告示第 269 号)により、福祉用具専門相談員指定講習の課程その他福祉用具専門相談員に関して必要な事項が定められたところであるが、その取り扱いは下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

### 第一 福祉用具専門相談員の範囲

福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第4条第1項各号に掲げる者とされている。

各都道府県介護保険主管部(局)長殿

厚生労働省老健局振興課長

### 福祉用具専門相談員について

「介護保険法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第77号)及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」(平成18年政令第154号)の施行により、介護保険法(以下「法」という。)第8条第12項に規定する福祉用具貸与若しくは同条第13項に規定する特定福祉用具販売又は法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売は、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われるものとされた。

また、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第106号)及び「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)により、福祉用具専門相談員指定講習の課程その他福祉用具専門相談員に関して必要な事項が定められたところであるが、その取り扱いは下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

### 第一 福祉用具専門相談員の範囲

福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第4条第1項各号に掲げる者とされている。

また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 2 項の規定により、①この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習(以下「指定講習」という。)に相当する講習として都道府県知事が公示するもの(以下「適格講習」という。)の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、②この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であって、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、福祉用具専門相談員とみなされること。

したがって、都道府県知事は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 194 条に規定する講習会を指定する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 121 号)により厚生労働大臣の指定を受けた講習会を指定講習会に相当する講習として公示することが必要であり、その他指定講習に相当する講習として認めてきたものがある場合には、同様の取扱いが必要となる。

### 第二 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定について

#### (1) 指定の単位

福祉用具専門相談員指定講習事業者(以下「事業者」という。)の指定は、 事業所の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することと なる。

したがって、複数の事業所で指定講習を実施する場合、それぞれの事業所の所在地を所管する都道府県において指定を受ける必要がある。

また、事業者が事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合、指 定講習の実施場所を所轄する都道府県は、別途指定を行う必要はないが、当 該事業者を指定する都道府県からの当該指定講習に対する指導監督等に関 する情報提供その他必要な協力に応じなければならない。

#### (2) 事業者のみなし指定

介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」(平成 18 年厚生労働省告示第 318 号)において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令(平成 14 年厚生労働省令第 121 号)により、この省令の廃止の日の前日(平成 18 年 3 月 31 日)において厚生労働大臣の指定を受けていた講習会を行っている者は、指定講習に相当する講習を

また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 2 項の規定により、①この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習(以下「指定講習」という。)に相当する講習として都道府県知事が公示するもの(以下「適格講習」という。)の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、②この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であって、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、福祉用具専門相談員とみなされること。

したがって、都道府県知事は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 194 条に規定する講習会を指定する省令」(平成14年厚生労働省令第121号)により厚生労働大臣の指定を受けた講習会を指定講習会に相当する講習として公示することが必要であり、その他指定講習に相当する講習として認めてきたものがある場合には、同様の取扱いが必要となる。

## 第二 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定について

#### (1) 指定の単位

福祉用具専門相談員指定講習事業者(以下「事業者」という。)の指定は、事業所の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとなる。

したがって、複数の事業所で指定講習を実施する場合、それぞれの事業所の所在地を所管する都道府県において指定を受ける必要がある。

また、事業者が事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合、 指定講習の実施場所を所轄する都道府県は、別途指定を行う必要はない が、当該事業者を指定する都道府県からの当該指定講習に対する指導監督 等に関する情報提供その他必要な協力に応じなければならない。

#### (2) 事業者のみなし指定

介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 18 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」(平成 18 年厚生労働省告示第 318 号)において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令(平成 14 年厚生労働省令第 121 号)により、この省令の廃止の日の前日(平成 18 年 3 月 31 日)において厚生労働大臣の指定を受けていた講習会を行っている者は、指定講習に相

行っている者として指定される。

また、これらの事業者(以下「みなし指定事業者」という。)については、 平成17年度中に講習を実施する場所として届け出ている都道府県において 事業所ごとに指定がされたものとみなされる。

### (3) 指定の期間

変更、廃止、休止又は再開の届け出等の手続きは介護保険法施行規則で定められているが、指定の期間については、特段定められておらず、各都道府県が定めることとなる。

この場合、みなし指定事業者の指定の期間については、施行日前の指定の 有効期間を勘案し、一定の配慮が必要となる。

## 第三 事業者の要件

事業者の要件は、介護保険法施行令第4条第2項各号に定められているが、「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」の要件として、①事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること、②講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること、③事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について十分な措置がなされていること等が考えられるが、「事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合における当該指定講習の実施場所を管轄する都道府県への必要書類の提出」等その他必要な要件について、各都道府県の実情に応じて定めることが可能である。

#### 第四 指定講習の実施方法及び基準について

#### (1) 指定講習の実施方法

指定講習は講義、演習により行うこととし、受講者が講習課程での知識及び技術の修得がなされていることにつき確認ができるようなものであること。

この場合、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義の課程の 中で、この内容が担保されている必要がある。

指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要がある。

全科目の修了時に、別紙1「福祉用具専門相談員指定講習における目的、 到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・ 技術等の修得度を評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するも

当する講習を行っている者として指定される。

また、これらの事業者(以下「みなし指定事業者」という。)については、 平成17年度中に講習を実施する場所として届け出ている都道府県におい て事業所ごとに指定がされたものとみなされる。

## (3) 指定の期間

変更、廃止、休止又は再開の届け出等の手続きは介護保険法施行規則で定められているが、指定の期間については、特段定められておらず、各都道府県が定めることとなる。

この場合、みなし指定事業者の指定の期間については、施行日前の指定の有効期間を勘案し、一定の配慮が必要となる。

### 第三 事業者の要件

事業者の要件は、介護保険法施行令第4条第2項各号に定められているが、「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」の要件として、①事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること、②講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること、③事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について十分な措置がなされていること等が考えられるが、「事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合における当該指定講習の実施場所を管轄する都道府県への必要書類の提出」等その他必要な要件について、各都道府県の実情に応じて定めることが可能である。

#### 第四 指定講習の実施方法及び基準について

#### (1) 指定講習の実施方法

指定講習は講義、演習により行うこととし、受講者が講習課程での知識 及び技術の修得がなされていることにつき確認ができるようなものである こと。

この場合、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義の課程 の中で、この内容が担保されている必要がある。

指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要がある。

全科目の修了時に、別紙1「福祉用具専門相談員指定講習における目的、 到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知 識・技術等の修得度を評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施する

のとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる(知っているレベル)」「概説できる(一通りの概要を説明できるレベル)」を想定している。

「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は 必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

(2) 指定講習の基準

ア 開催頻度

指定講習は年に1回以上開催されること。

イ 指定講習の内容

指定講習の内容は、「介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容の全部を改正する件」(令和7年厚生労働省告示第113号)及び別紙1で定めるカリキュラムによるが、当該告示のただし書において、この告示による改正前の告示に定める講習の内容により行われる講習であって、令和8年3月31日までに終了するものについては、なお従前の例によることができるとされている。改正前の告示に定める講習の内容により行われる講習を令和8年3月31日以前に開始し、その講習の終期が令和8年4月1日以降の場合は当該ただし書の内容は適用されないので留意すること。

ウ 指定講習の内容を教授するのに必要な数の講師

イの内容を教授するのに必要な講師の数の講師を有する必要があり、具体的には以下の要件を満たすことが必要となる。

(削る)

- (ア) 1の講習について3名以上の講師で担当すること
- (イ) 演習を担当する講師については、講師一名につき、受講者がおお むね50名を超えない程度の割合で担当すること
- (ウ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、 代替講師の確保や予備日設定等の準備ができること
- エ 指定講習の課程を教授するのに適当な者

イの内容を教授するのに適当な者であることが必要であり、具体的には、別紙 2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。

ものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる(知っているレベル)」「概説できる(一通りの概要を説明できるレベル)」を想定している。

「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

(2) 指定講習の基準

ア 開催頻度

指定講習は年に1回以上開催されること。

イ 指定講習の内容

指定講習の内容は、「介護保険法施行規則第二十三条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)及び別紙1で定めるカリキュラムによるが、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合においては、適用しないこととされており、その運用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

ウ 指定講習の内容を教授するのに必要な数の講師

イの内容を教授するのに必要な講師の数の講師を有する必要があり、 具体的には以下の要件を満たすことが必要となる。

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府 県知事が認めるものについては、以下の要件を適用しないため、その運 用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

- (ア) 1の講習について3名以上の講師で担当すること
- (イ) 演習を担当する講師については、講師一名につき、受講者がお おむね50名を超えない程度の割合で担当すること
- (ウ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日設定等の準備ができること
- エ 指定講習の課程を教授するのに適当な者

イの内容を教授するのに適当な者であることが必要であり、具体的には、別紙 2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。

### (削る)

## 第五 事業者の指定申請手続き等について

#### (1) 指定の申請

指定講習を行う者として指定を受けようとする者は、施行規則第22条の34で準用する第22条の26第1項(第6号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することとなるが、「その他指定に関し必要があると認める事項」として、旧通知である「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」(平成11年6月3日老発第437号厚生省老人保健福祉局長通知)に定める「年間事業計画表」等の様式を用い、指定講習の開催状況等を確認するためのものを提出させることが考えられる。

また、「運営規程」の内容については、講習受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開することが必要である。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 講習期間
- (才) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講期間
- (コ) 受講手続き
- (サ) 受講料(補講等を含む。)等受講に際し必要な費用の額

#### (2) 事業報告書の提出

指定講習を行う者は、毎事業年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を都道府県知事へ提出する必要がある。

- (ア) 開催日時及び場所
- (イ) 受講者数及び修了者数
- (ウ) 講習課程
- (エ) 講習会時間割表
- (才) 担当講師一覧

ただし、当分の間、指定講習と同等以上の講習の内容であると都道府 県知事が認めるものについては、別紙の要件を適用しないため、その運 用に当たっては、各都道府県において手続き等を定める必要がある。

### 第五 事業者の指定申請手続き等について

#### (1) 指定の申請

指定講習を行う者として指定を受けようとする者は、施行規則第 22 条の 34 で準用する第 22 条の 26 第 1 項 (第 6 号を除く。) に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することとなるが、「その他指定に関し必要があると認める事項」として、旧通知である「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」(平成 11 年 6 月 3 日老発第 437 号厚生省老人保健福祉局長通知)に定める「年間事業計画表」等の様式を用い、指定講習の開催状況等を確認するためのものを提出させることが考えられる。

また、「運営規程」の内容については、講習受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開することが必要である。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 講習期間
- (才) 講習課程
- (力) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講期間
- (コ) 受講手続き
- (サ) 受講料(補講等を含む。)等受講に際し必要な費用の額

### (2) 事業報告書の提出

指定講習を行う者は、毎事業年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を 記載した事業報告書を都道府県知事へ提出する必要がある。

- (ア) 開催日時及び場所
- (イ) 受講者数及び修了者数
- (ウ) 講習課程
- (エ) 講習会時間割表
- (才) 担当講師一覧

- (カ) 収支決算書
- (キ) その他必要な事項

# 「別紙1]

[別紙1]	東明和歌昌也会講演	図における 日始 三型	達目標及び内容の指針	[別紙1]	目审明扣款昌华党港	図にわける 日 仏 - 五	達目標及び内容の指針				
科目	目的	到達目標	内容	科目	目的	到達目標	内容				
	1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割				1 福祉用具を福祉用具専門相談員の役割						
福祉用	・福祉用具の定義	・福祉用具の定義	○福祉用具の定義と種類	福祉用		・福祉用具の定義					
具の役	と、高齢者等の暮	について、 <u>介護予</u>	・介護保険制度や障害者総	具の後		について、自立支					
割	らしを支える上で	<u>防と</u> 自立支援の考	合支援制度等における福祉	割	らしを支える上で	援の考え方を踏ま					
【講義】	果たす役割を理解	え方を踏まえて概	用具の定義と種類	(1 時	7141- 7 PART G 13331	えて概説できる。	用具の定義と種類				
(1 時	する。	説できる。	※福祉用具の対象種目につ	間)	する。						
間)		・福祉用具の種類	いては、最新の情報を踏ま			・福祉用具の種類					
		を概説できる。	<u>えた講義内容とする</u> 。			を概説できる。					
		・高齢者等の暮ら	○福祉用具の役割			・高齢者等の暮ら	○福祉用具の役割				
		しを支える上で福	・利用者の日常生活動作			しを支える上で福	・利用者の日常生活動作				
		祉用具の果たす役	(ADL) 等の改善			祉用具の果たす役	(ADL) 等の改善				
		割をイメージでき	<u>・介護予防</u>			割をイメージでき	<u>• (新設)</u>				
		る。	<u>・自立支援</u>			る。	<u>• (新設)</u>				
			・介護負担の軽減				・介護負担の軽減				
			○福祉用具の利用場面				○福祉用具の利用場面				
			※必要に応じて、視聴覚教材の				※必要に応じて、視聴覚教材の				
			活用、医療・介護現場の実習・				活用、医療・介護現場の実習・				
			見学等を組み合わせる。				見学等を組み合わせる。				
福祉用	・介護保険制度に	・福祉用具による	○介護保険制度における福祉	福祉用	・介護保険制度に	・福祉用具による	○介護保険制度における福祉				
具 専 門	おける福祉用具専	支援の手順に沿っ	用具専門相談員の位置付けと	具専門	おける福祉用具専	支援の手順に沿っ	用具専門相談員の位置付けと				
相談員	門相談員の位置付	て、福祉用具専門	役割	相談員	門相談員の位置付	て、福祉用具専門	役割				
の役割	けと役割を理解	相談員の役割を列	○福祉用具専門相談員の業務	の役害	けと役割を理解 <u>す</u>	相談員の役割を列	○福祉用具専門相談員の仕事				
と職業	し、高齢者等を支	挙できる。	内容	と職業	<u>る。</u>	挙できる。	内容				
倫理	援する専門職であ	<ul><li>介護保険制度の</li></ul>	・福祉用具による支援(利	倫理		<ul><li>介護保険制度の</li></ul>	・福祉用具による支援(利				
【講義】	<u>ることを認識す</u>	担い手として職業	用目標や選定の援助、 <mark>福祉</mark>	(1 展	Ė	担い手として職業	用目標や選定の援助、使用				
(1 時	<u>る。</u>	倫理の重要性を理	用具貸与計画書等の作成、	間)		倫理の重要性を理	方法の指導、機能等の点検				
間)	・福祉用具専門相	解し、 <u>サービス事</u>	使用方法の指導、機能等の		・福祉用具専門相	解し、 <u>仕事をする</u>	等)				

(カ) 収支決算書

(キ) その他必要な事項

	談員としての職業	業者としての社会	点検等)			談員としての職業	<u>上での</u> 留意点を列	
	倫理の重要性を理	的責任について留	○福祉用具専門相談員の職業			倫理の重要性を理	挙できる。	○職業倫理
	解する。	意点を列挙でき	倫理と介護サービス事業者と			解する。		
		る。	しての責務					
			・指定基準 (人員基準・設備					<u>・(新設)</u>
			基準・運営基準)					
			・介護サービス事業者とし					• (新設)_
			ての社会的責任 (法令遵守、					
			継続的なサービス提供体制					
			の確保と業務継続計画等)					
			・地域包括ケアシステムに					• (新設)
			おける医療・介護連携とチ					
			ームアプローチ					
			・福祉用具専門相談員の倫					・福祉用具専門相談員の倫
			理(法令順守、守秘義務、説					理(法令順守、守秘義務、利
			明責任、利用者本位、専門性					用者本位、専門性の向上等)
			の向上、社会貢献等)					
			・自己研鑽の努力義務(必					• (新設)
			要な知識及び技能の修得、					
			維持及び向上)					
2 介護保	険制度等に関する基礎	知識			2 介護保	険制度等に関する基礎	知識	
介護保	· 介護保険制度等	· 介護保険制度等	○介護保険制度等の目的と仕		介護保	· 介護保険制度等	· 介護保険制度等	○介護保険制度等の目的と仕
険制度	の目的と、基本的	の理念、給付や認	組み		険制度	の目的と、基本的	の理念、給付や認	組み
等の考	な仕組みを理解す	定の方法及び介護	・介護保険法の理念(尊厳		等の考	な仕組みを理解す	定の方法及び介護	・介護保険法の理念(尊厳
え方と	る。	サービスの種類・	の保持、自立支援、利用者選		え方と	る。	サービスの種類・	の保持、自立支援、利用者選
仕組み	・地域包括ケアに	内容を列挙でき	択と自己決定等)		仕組み	・地域包括ケアに	内容を列挙でき	択と自己決定等)
【講義】	係る関連施策につ	る。	・介護保険制度の仕組み		(2 時	係る関連施策につ	る。	・介護保険制度の仕組み
(2 時	いて理解し、福祉	・地域包括ケアの	(要介護認定、サービス提		間)	いて理解し、福祉	・地域包括ケアの	(要介護認定、サービス提
間)	用具専門相談員は	理念を概説でき	供、費用負担等)			用具専門相談員は	理念を概説でき	供、費用負担等)
	その担い手の一員	る。	・介護サービスの種類と内			その担い手の一員	る。	・介護サービスの種類と内
	であることを自覚	・地域包括ケアの	容			であることを自覚	・地域包括ケアの	容
	する。	構成要素と、支え	※最新の情報を踏まえたも			する。	構成要素と、支え	
	・地域包括ケアを	る主体を列挙でき	<u>のとする。</u>	Ш		・地域包括ケアを	る主体を列挙でき	

	担こを実用砂の包	7	人無ル バッカニとい	П		和 5 夕末田呦 6 /8	7	( <del>                                     </del>
	担う各専門職の役	3.	・介護サービスのテクノロ			担う各専門職の役	3.	<u>・(新設)</u>
	割・責務について	・地域ケア会議の	ジー活用推進の動向(科学			割・責務について	・地域ケア会議の	
	理解する。	役割・機能を概説	的介護情報システム等)			理解する。	役割・機能を概説	
		できる。	・高齢者・障害者の保健・福				できる。	・高齢者・障害者の保健・福
		・地域包括ケアを	祉に関連した制度(障害者				・地域包括ケアを	祉に関連した制度(障害者
		担う各専門職の役	総合支援法等)の概要				担う各専門職の役	総合支援法等)の概要
		割・責務を列挙で	○地域包括ケアの考え方				割・責務を列挙で	○地域包括ケアの考え方
		きる。	・地域包括ケアの理念(住				きる。	・地域包括ケアの理念(住
			み慣れた地域での生活の継					み慣れた地域での生活の継
			続、包括的な支援等)					続、包括的な支援等)
			・構成要素(医療・介護・予					・構成要素(医療・介護・予
			防・住まい・生活支援) と多					防・住まい・生活支援) と多
			様な支え方(自助・互助・共					様な支え方(自助・互助・共
			助・公助)					助・公助)
			・地域ケア会議の役割・機能					・地域ケア会議の役割・機能
			・医療・介護に関わる各専門					・医療・介護に関わる各専門
			職の役割					職の役割
介護サ	<ul><li>介護サービスを</li></ul>	・利用者の人権と	○人権と尊厳の保持		介護サ	・介護サービスを	・利用者の人権と	○人権と尊厳の保持
ービス	提供するに当たっ	尊厳を保持した関	<ul><li>プライバシー保護、ノー</li></ul>		ービス	提供するに当たっ	尊厳を保持した関	・プライバシー保護、身体
におけ	て基本となる視点	わりを <u>持つ上で配</u>	マライゼーション、クオリ		におけ	て基本となる視点	わりを <u>行う際の留</u>	拘束禁止、虐待防止、ノーマ
る視点	を <u>修得する</u> 。	<u>慮すべき点を</u> 列挙	ティオブライフ (QOL)		る視点	を <u>身に付ける</u> 。	<u>意点を</u> 列挙でき	ライゼーション、 <u>エンパワ</u>
【講義】	・ケアマネジメン	できる。			(2 時	・ケアマネジメン	る。	<u>メント</u> 、クオリティオブラ
(2 時	トの考え方を踏ま	・ケアマネジメン			間)	トの考え方を踏ま	・ケアマネジメン	イフ (QOL)
間)	え、福祉用具に係	トや介護予防、多	・虐待防止(早期発見の努			え、福祉用具に係	トや介護予防、多	<u>• (新設)</u>
	るサービスの位置	職種連携の目的を	力義務、発見から通報まで			るサービスの位置	職種連携の目的を	
	付けや多職種連携	概説できる。				付けや多職種連携	概説できる。	
	の重要性を理解す	・居宅サービス計	・身体拘束禁止と緊急やむ			の重要性を理解す	・居宅サービス計	_• (新設)_
	る。	画と福祉用具貸与	を得ない場合の対応			る。	画と福祉用具貸与	
		計画等の関係性を	 ○ケアマネジメントの考え方				計画等の関係性を	○ケアマネジメントの考え方
		概説できる。	・ケアマネジメントの意				概説できる。	<ul><li>ケアマネジメントの意</li></ul>
		<ul><li>国際生活機能分</li></ul>	義・目的(人間の尊厳、自立				<ul><li>国際生活機能分</li></ul>	義・目的 (人間の尊厳、自立
		類 (ICF) の考え方	支援及び自己決定・自己実				類(ICF)の考え方	支援及び自己決定・自己実
		を概説できる。	現)				を概説できる。	現)
			<ul><li>ケアマネジメントの手順</li></ul>					・ケアマネジメントの手順

			(アセスメント、ケアプラ				(アセスメント、ケアプラ
			ン作成、サービス担当者会				ン作成、サービス担当者会
			議、説明と同意及びモニタ				議、説明と同意及びモニタ
			リング)				リング)
			・居宅サービス計画と福祉				・居宅サービス計画と福祉
			用具貸与計画等との関係性				用具貸与計画等との関係性
			・介護予防の目的と視点				・介護予防の目的と視点
			・国際生活機能分類 (ICF)				・国際生活機能分類 (ICF)
			の考え方				の考え方
			・多職種連携の目的と方法				・多職種連携の目的と方法
			(介護に関わる専門職の種				(介護に関わる専門職の種
			類と専門性及びサービス担				類と専門性及びサービス担
			当者会議、退院退所前カン				当者会議 <mark>等での</mark> 連携の具体
			ファレンス等における医				例)
			療・介護職からの情報収集				
			<u>や</u> 連携の具体例)				
3 高齢者	と介護・医療に関する	基礎知識		3 高齢者	と介護・医療に関する	基礎知識	
からだ	・高齢者等の心身	・加齢に伴う心身	○加齢に伴う心身機能の変化	からだ	・高齢者等の心身	・加齢に伴う心身	○加齢に伴う心身機能の変化
とここ	の特徴と日常生活	機能の変化の特徴	の特徴	とここ		機能の変化の特徴	の特徴
ろの理	上の留意点を理解	を列挙できる。	・身体機能の変化の特徴	ろの理	上の留意点を理解	を列挙できる。	・身体機能の変化の特徴
解	する。	・高齢者に多い疾	(筋・骨・関節の変化、認知	解	する。	・高齢者に多い疾	(筋・骨・関節の変化、認知
【講義】	・認知症に関する	病の種類と症状を	機能の変化、体温維持機能	( <u>6</u> 時	・認知症に関する	病の種類と症状を	機能の変化、体温維持機能
( <u>6.5</u> 時	基本的な知識を踏	列挙できる。	の変化、防衛反応の低下、廃	間)	基本的な知識を踏	列挙できる。	の変化、防衛反応の低下、廃
間)	まえ、認知症高齢	・認知症の症状と	用症候群等)		まえ、認知症高齢	・認知症の症状と	用症候群等)
	者との関わり方を	心理・行動の特徴	・フレイルと健康寿命		者との関わり方を	心理・行動の特徴	<u>• (新設)</u>
	理解する。	を理解し、認知症	・心理機能の変化の特徴(喪		理解 <u>する。</u>	を理解し、それを	・心理機能の変化の特徴
	・感染症に関する	ケアの実践に必要	失体験、環境への不適応等)		<ul><li>(新設)</li></ul>	踏まえた関わり方	(喪失体験、環境への不適
	基本的な知識を踏	となる基礎的事項	・介護保険に定める特定疾			を列挙できる。	応等)
	まえ、必要となる	を概説できる。	<u>病</u>				• (新設)
	感染症対策を理解	・主な感染症と感	○認知症の <u>人の</u> 理解と対応			· (新設)	○認知症の理解と対応
	<u>する。</u>	染症対策の基礎的	・認知症の人を取り巻く状				• (新設)
		事項、罹患した際	<u>況</u>				
		の対応を概説でき	・認知症ケアの基礎となる				• (新設 <u>)</u>

リハビリテン 【講義】 (2 時 間)	・リハビリテーションの考え方を理解する。 ・リハビリテーションにおける福祉 用具の関係性を理解する。	・リハビリテーションの考えきる。 ・リハだリテーと内容を概説できる。 ・リハビリテーを祖田具のビリテーを祖田リハビリテーションに関係性と、リハに関わる事けるない。 との連携におりるポイントを列挙で	理念や考え方 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 ○感染症と対策 ・感染症の種類、原因と経路 ・基本的な感染症対策と罹患した際の対応  ○リハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と	リ シ	ハテン (2 (1)	<ul><li>・リハビリテーションの考え方を理解する。</li><li>・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。</li></ul>	・リハビリテーションカスを概説でする。 ・リンに関リテーをを明いておけるできる。 ・リンに関リテーを担用リンに関リアでは対係性と、リンに関リテー専門はとの連携における。 とのは、オーシンに対している。 は、カーシンとのでは、カーシンに対している。 は、カーシンに対している。 は、カーシンに対している。 は、カーシンに対している。 は、カーシンとのでは、カーシ	・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 ○(新設) ・(新設) ・(新設) ・(新設) ・(新設) ・(新設) ○リハビリテーションの基礎 知識 ・リハビリテーションの考 え方と内容 ・リハビリテーションに関 わる専門職の役割 ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ・リハビリテーションで用 いられる福祉用具の種類と
		きる。	内容 ・リハビリテーション専門				きる。	内容 ・リハビリテーション専門
			職との連携					職との連携
高齢者	・高齢者等の日常	・日常生活には個	○日常生活について	高	計齢 者	・高齢者等の日常	・日常生活には個	○日常生活について
の日常	生活の個別性や家	別性があることを	・生活リズム、生活歴、ライ		日常	生活の個別性や家	別性があることを	・生活リズム、生活歴、ライ
生活の	族との関係など、	理解し、生活リズ	フスタイル、家族や地域の		活の	族との関係など、	理解し、生活リズ	フスタイル、家族や地域の
理解	生活全般を捉える	ム、生活歴、ライフ	役割等		1年	生活全般を捉える	ム、生活歴、ライフ	役割等
【講義】	視点を <u>修得する。</u>	スタイル、家族や	○基本的動作や日常生活動作		(2 時	視点を <u>身に付け</u>	スタイル、家族や	○基本的動作や日常生活動作
(2 時		地域の役割等を列	(ADL) の考え方	間	])	<u>3.</u>	地域の役割等を列	(ADL) の考え方
間)	・基本的動作や日	挙できる。	・基本的動作の種類と内容			・基本的動作や日	挙できる。	・基本的動作の種類と内容
	常生活動作(ADL)・	・基本的動作や日	(寝返り、起き上がり、座			常生活動作(ADL)・	・基本的動作や日	(寝返り、起き上がり、座
	手段的日常生活動	常生活動作(ADL)・	位、立ち上がり、立位、着座、			手段的日常生活動	常生活動作(ADL)・	位、立ち上がり、立位、着座、
	作 (IADL) の考え 士 ロヴルズナヌ	手段的日常生活動	歩行、段差越え、階段昇降			作(IADL)の考え t 日常ななる	手段的日常生活動	歩行、段差越え、階段昇降
	方、日常生活を通	作 (IADL) の種類を	等)			方、日常生活を通	作 (IADL) の種類を	等)
	じた介護予防の視点が理解する	列挙できる。	・日常生活動作(ADL)、手段			じた介護予防の視	列挙できる。	・日常生活動作(ADL)、手段
	点を理解する。	・自宅や地域での	的日常生活動作(IADL)の種			点を理解する。	・自宅や地域での	的日常生活動作(IADL)の種

		日常生活を通じた	類と内容 ・自宅や地域での日常生活			日常生活を通じた 介護予防を列挙で	類と内容
		介護予防を列挙で きる。	・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防			が護予防を列争で   きる。	・自宅や地域での日常生活 を通じた介護予防
介護技術	・日常生活動作ごとの介護の意味と	<ul><li>・日常生活動作 (ADL) に関連する</li></ul>	○日常生活動作(ADL)(※)に おける基本的な介護技術	介護技術	・日常生活動作ごとの介護の意味と	<ul><li>・日常生活動作 (ADL) に関連する</li></ul>	○日常生活動作 (ADL) (※) に おける基本的な介護技術
【講義・	手順を踏まえ、福	介護の意味と手順	・介護を要する利用者の状	(4 時	手順を踏まえ、福	介護の意味と手順	・介護を要する利用者の状
演習】	祉用具の選定・適	について列挙でき	態像	間)	祉用具の選定・適	について列挙でき	態像
(4 時	合に当たって着目	る。	・日常生活動作に関連する		合に当たって着目	る。	・日常生活動作に関連する
間)	すべき動作のポイ	・各介護場面にお	介護の意味と手順、その際		すべき動作のポイ	・各介護場面にお	介護の意味と手順、その際
	ントを理解する。	ける動作のポイン	に用いる福祉用具		ントを理解する。	ける動作のポイン	に用いる福祉用具
		トと、それを支え	※食事、排泄、更衣、整容、			トと、それを支え	※食事、排泄、更衣、整容、
		る福祉用具の役割	入浴、移動・移乗、コミュニ			る福祉用具の役割	入浴、移動・移乗、コミュニ
		を列挙できる。	ケーションなど			を列挙できる。	ケーションなど
住 環 境	・高齢者の住まい	・高齢者の住まい	○高齢者の住まい	住 環 境	・高齢者の住まい	・高齢者の住まい	○高齢者の住まい
と住宅	における課題や住	の課題を列挙でき	・住宅構造・間取り・設備の	と住宅	における課題や住	の課題を列挙でき	・住宅構造・間取り・設備の
改修	環境の整備の考え	る。	種類等の高齢者の住まいに	改修	環境の整備の考え	る。	種類等の高齢者の住まいに
【講義・	方を理解する。	・住環境の整備の	おける課題	(2 時	方を理解する。	・住環境の整備の	おける課題
演習】	<ul><li>介護保険制度に</li></ul>	ポイントを列挙で	○住環境の整備	間)	<ul><li>介護保険制度に</li></ul>	ポイントを列挙で	○住環境の整備
(2 時	おける住宅改修の	きる。	・住環境整備の考え方		おける住宅改修の	きる。	・住環境整備の考え方
間)	目的や仕組みを理	<ul><li>介護保険制度に</li></ul>	・基本的な整備のポイント		目的や仕組みを理	<ul><li>介護保険制度に</li></ul>	・基本的な整備のポイント
	解する。	おける住宅改修の	(トイレ、浴室、玄関、居室		解する。	おける住宅改修の	(トイレ、浴室、玄関、居室
		目的や仕組みを概	等の段差解消、床材選択、手			目的や仕組みを概	等の段差解消、床材選択、手
		説できる。	すりの取付け等)			説できる。	すりの取付け等)
			○介護保険制度における住宅				○介護保険制度における住宅
			改修				改修
			・住宅改修の目的、範囲、手				・住宅改修の目的、範囲、手
			続きの手順等				続きの手順等
4 個別の	福祉用具に関する知識	・技術		4 個別の	福祉用具に関する知識	・技術	
福祉用	・福祉用具の種類、	・福祉用具の種類、	○福祉用具の種類、機能及び構	福祉用	<ul><li>福祉用具の種類、</li></ul>	<ul><li>福祉用具の種類、</li></ul>	○福祉用具の種類、機能及び構
具の特	機能及び構造を理	機能及び構造を概	造	具の特	機能及び構造を理	機能及び構造を概	造
徴	解する。	説できる。	※起居、移乗、移動、床ずれ、	徴	解する。	説できる。	※起居、移乗、移動、床ずれ、
【講義・	・基本的動作や日	・基本的動作と日	排泄、入浴、食事・更衣・整容、	(8 時	・基本的動作や日	・基本的動作と日	排泄、入浴、食事・更衣・整容、
演習】	常の生活場面に応	常の生活場面に応	コミュニケーション・社会参加	間)	常の生活場面に応	常の生活場面に応	コミュニケーション・社会参加

				ПТ				
(8 時	じた福祉用具の特	じた福祉用具の関	関連用具及び <u>テクノロジーを</u>			じた福祉用具の特	じた福祉用具の関	関連用具及び <u>その他の福祉用</u>
間)	徴を理解する。	わりや福祉用具の	活用した機能を有する福祉用			徴を理解する。	わりや福祉用具の	<u>具</u>
		特徴を列挙でき	具等、最新の情報を踏まえた講				特徴を列挙でき	
		る。	義内容とする。				る。	
			○基本的動作と日常の生活場					○基本的動作と日常の生活場
			面に応じた福祉用具の特徴					面に応じた福祉用具の特徴
福祉用	・福祉用具の基本	<ul><li>各福祉用具の選</li></ul>	○各福祉用具の選定・適合技術		福祉用	・福祉用具の基本	・各福祉用具の選	○各福祉用具の選定・適合技術
具の活	的な選定・適合技	定・適合を行うこ	・福祉用具の選定・適合の		具の活	的な選定・適合技	定・適合を行うこ	・福祉用具の選定・適合の
用	術を修得する。	とができる。	視点と実施方法		用	術を修得する。	とができる。	視点と実施方法
<b>_【講義・</b>	・高齢者の状態像	・ 高齢者の状態像	・福祉用具の組み立て・使		(8 時	・高齢者の状態像	・高齢者の状態像	・福祉用具の組み立て・使
演習】	に応じた福祉用具	に応じた福祉用具	用方法と利用上の留意点		間)	に応じた福祉用具	に応じた福祉用具	用方法と利用上の留意点
(8 時	の利用方法を修得	の利用方法を概説	<u>・(削る)</u>			の利用方法を修得	の利用方法を概説	(誤った使用方法や重大事
間)	する。	できる。				する。	できる。	故の例示を含む)
			○高齢者の状態像に応じた福					○高齢者の状態像に応じた
			祉用具の利用方法					福祉用具の利用方法
福祉用	・福祉用具を安全	・福祉用具利用の	○福祉用具利用安全に関わる		(新設)	(新設)	(新設)_	_(新設)_
具の安	に利用する上で必	リスクマネジメン	情報収集の重要性と具体的方					
全利用	要となるリスクマ	トについて理解	<u>法</u>					
とリス	ネジメントの重要	し、事故防止の取	・消費生活用製品安全法に					
クマネ	性を理解する。	組や事故発生時の	おける重大事故の報告義務					
ジメン	・福祉用具事故・ヒ	対応について概説	・重大事故の情報収集、ヒ					
<u> </u>	<u>ヤリハットに関す</u>	できる。	ヤリハット情報収集					
<b>_【講義・</b>	る情報収集の方法	•福祉用具を安全	○福祉用具事業者の事故報告					
演習】	や事故報告の流れ	に利用する上での	義務					
_(1.5 時	を理解する。	留意点を理解し、	・事故報告の仕組みと事故					
間)_		重大事故や利用時	報告様式					
		に多いヒヤリハッ	・事故要因分析と再発防止					
		トを例示できる。	<u>策</u>					
			○危険予知とリスクマネジメ					
			ントの取組					
			・福祉用具を安全に利用す					
			る上での留意点(誤った使					
			用方法、典型的な事故や重					
			大事故)_					

		1			_		
			・様々な福祉用具を組み合				
			<u>わせて活用している等、実</u>				
			際の介護場面に潜む危険の				
			<u>予測</u>				
5 福祉用	見に係るサービスの付	上組みと利用の支援に	関する知識及び支援に関する総	5 福祉用	具に係るサービスの仕	·組みと利用の支援に関	<b>園</b> する知識
0 (111)11	X(C)(O)		NA PONTING NO PONTING	О	NICH DY CYNYLL	Mary C11/11/11/2/2012	N / W / P H H M
合演習							
福祉用	<ul><li>福祉用具の供給</li></ul>	<ul><li>福祉用具の供給</li></ul>	○福祉用具の供給やサービス	福祉用	<ul><li>福祉用具の供給</li></ul>	<ul><li>福祉用具の供給</li></ul>	○福祉用具の供給の流れ
具の供	やサービスの流	やサービスの流れ	の流れ	具の供		の流れと各段階の	
給とサ	れ、及びサービス	と各段階の内容を	· (削る)	給の仕	を理解する。	内容を列挙でき	<ul><li>・福祉用具の製造、輸入、販</li></ul>
ービス	提供を行う上での	列挙できる。		組み	<u> </u>	る。	売及び貸与の流れ
の仕組	留意点について理	・介護保険制度等	・介護保険法における福祉	(2 時		・(新設)	<ul><li>・介護保険法における福祉</li></ul>
みに温	解する。	における福祉用具	用具サービスの内容(貸与・	間)		<u> </u>	用具貸与事業の内容
【講義】	<u>ハナ / S 。</u> ・清潔かつ安全で	サービス提供時の	特定福祉用具販売)	le1/	• (新設)		川元 <u>貝丁尹末少门在</u>
(3 時	正常な福祉用具を	留意点を概説でき	<u>- 福祉用</u> 具の供給(サービ		<u> (4/14×/</u>		• (新設)
間)	提供する意義と整	<u> 国思示を拠めてき</u> る。	ス)の流れ				<u> </u>
[H] <i>)</i>	備方法を理解す	<mark>◇。</mark>   ・福祉用具の整備	<u>へんの流れ</u> ○福祉用具サービス提供時の			<ul><li>福祉用具の整備</li></ul>	○ (新設)
		の意義とポイント				の意義とポイント	
	<u>る。</u>		留意点 機能の無数である。			12.174	(☆ビニロ・)
		を列挙できる。	・機能や価格帯の異なる複			を列挙できる。	<u>• (新設)</u>
			数商品の提示、選定の判断				
			基準、要支援・要介護 1 の				
			者等への給付制限と例外給				
			付の対応、貸与・販売の選択				
			制対象種目への対応				
			・介護施設・高齢者住宅の				<u>・(新設)</u>
			区分・種類に応じた福祉用				
			具サービス提供の可否				
			・介護保険制度における福				<u>・(新設)</u>
			祉用具サービスと補装具・				
			日常生活用具給付制度との				
			適応関係等				
			○福祉用具の整備方法				○福祉用具の整備方法
			・清潔かつ安全で正常な機				・消毒、保守点検等
			能を有する福祉用具提供の				

			) . ) - \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ТП				
			ための消毒、保守点検等の					
			方法と留意点	4				
福祉用	・福祉用具による	・福祉用具による	○福祉用具による支援 <u>と P D</u>		福祉用	・福祉用具による	・福祉用具による	○福祉用具による支援の手順
具によ	支援の手順と福祉	支援の手順と福祉	<u>CAサイクルに基づく</u> 手順の		具 <u>貸 与</u>	支援の手順と福祉	支援の手順と福祉	の考え方
る <u>支 援</u>	用具貸与計画等の	用具貸与計画等の	考え方		計画等	用具貸与計画等の	用具貸与計画等の	
プロセ	位置付けを理解す	位置付けについて	<u>・(削る)</u>		の意義	位置付けを理解す	位置付けについて	・居宅サービス計画と福祉
スの理	る。	概説できる。			と活用	る。	概説できる。	用具貸与計画等の関係性
解•福祉	· 福祉用具貸与計	・福祉用具貸与計	・アセスメント、利用目標の		( <u>5</u> 時	• 福祉用具貸与計	• 福祉用具貸与計	・アセスメント、利用目標の
用具貸	画等の作成と活用	画等の項目の意味	設定、選定、福祉用具貸与計		間)	画等の作成と活用	画等の項目の意味	設定、選定、福祉用具貸与計
与計画	方法を理解する。	と内容を概説でき	画等の作成・ <mark>交付</mark> 、適合・使			方法を理解する。	と内容を概説でき	画等の作成、適合・使用方法
等の作	・利用者の心身の	る。	用方法の説明、モニタリン			・利用者の心身の	る。	の説明、モニタリング <mark>等</mark>
成と活	状況や生活におけ	・福祉用具貸与計	グ <u>と記録の交付</u>			状況や生活におけ	・福祉用具貸与計	
<u>用</u>	る希望、生活環境	画等の <u>作成と活用</u>	・居宅サービス計画と福祉			る希望、生活環境	画等の <u>活用のポイ</u>	<u>• (新設)</u>
<b>【講義・</b>	等を踏まえた利用	<u>における主要な</u> ポ	用具貸与計画等の関係性			等を踏まえた利用	<u>ント</u> を列挙でき	
演習】	目標の設定や選定	イントを列挙でき	・(削る)_			目標の設定や選定	る。	・状態像に応じた福祉用具
( <u>10</u> 時	の重要性を理解す	る。				の重要性を理解す		の利用事例(福祉用具の組
間)	る。					る。		合せや利用上の留意点、見
	・モニタリングの					・モニタリングの		直しの頻度、医療・介護・地
	意義や方法を理解					意義や方法を理解		域資源との連携方法等)
	する。		○福祉用具貸与計画等の意義			する。		○福祉用具貸与計画等の意義
	・福祉用具の支援	・利用者の心身の	と目的			· (新設)	・利用者の心身の	と目的
	プロセスにおける	状況や生活におけ	・記録の意義・目的 (サービ				状況や生活におけ	・記録の意義・目的 (サービ
	安全利用推進の重	る希望、生活環境	ス内容の明確化、情報共有、				る希望、生活環境	ス内容の明確化、情報共有、
	要性を理解する。	等を踏まえた利用	エビデンス、リスクマネジ				等を踏まえた利用	エビデンス、リスクマネジ
	・事例を通じて、福	目標の設定や選定	メント)			<ul><li>(新設)</li></ul>	目標の設定や選定	メント)
	祉用具貸与計画等	の重要性を理解	○福祉用具貸与計画等の記載				の重要性を概説で	○福祉用具貸与計画等の記載
	の基本的な作成と	<u>し、</u> 概説できる。	内容				きる。	内容
	活用技術を習得	・モニタリングの	・利用者の基本情報、福祉				・モニタリングの	・利用者の基本情報、福祉
	し、PDCA サイクル	意義や方法を概説	用具が必要な理由、福祉用				意義や方法を概説	用具が必要な理由、福祉用
	に基づく福祉用具	できる。	具の利用目標、具体的な福				できる。	具の利用目標、具体的な福
	サービスのプロセ	・福祉用具の支援	祉用具の機種と当該用具を				• (新設)_	祉用具の機種と当該用具を
	スを理解する。	プロセスにおける	選定した理由、 <u>モニタリン</u>				_	選定した理由その他関係者
	・多職種連携にお	安全利用推進の重	<u>グ実施時期、</u> その他関係者			• (新設)_		間で共有すべき情報
	いて福祉用具専門	要性について概説	間で共有すべき情報 <u>(福祉</u>					

					_
相談員が果たす役	<u>できる。</u>	用具を安全に利用するため			
割を理解するとと	·福祉用具貸与計	に特に注意が必要な事項		<u>・ (新設)</u>	
もに、継続して学	画等の作成・活用	<u>等)</u>			
習し研鑽すること	<u>方法について、福</u>	○福祉用具貸与計画等の活用			○福祉用具貸与計画等の活用
の重要性を認識す	祉用具による支援	方法			方法
<u>る。</u>	<u>の手順に沿って列</u>	・利用者・家族や多職種と			・利用者・家族や多職種と
	挙できる。	の情報共有とチームアプロ			の情報共有とチームアプロ
	・個別の状態像や	ーチ		<ul><li>(新設)</li></ul>	ーチ
	課題に応じた福祉	○モニタリングの意義と方法			○モニタリングの意義と方法
	用具による支援の	・モニタリングの意義・目的			・モニタリングの意義・目的
	実践に向けて、多	・モニタリング時 <u>における</u>			・モニタリング時 <u>の目標達</u>
	職種連携の重要性	確認事項(福祉用具の利用			成度の評価・計画変更
	を理解し、福祉用	状況や安全性の確認、目標			
	具専門相談員とし	達成度の評価、貸与継続の			
	ての目標や自己研	必要性、計画変更等)			
	鑽の継続課題を列	○状態像に応じた福祉用具の			○ (新設)_
	挙できる。	利用事例(福祉用具の組み合わ			
		せや利用上の留意点、見直しの			
		頻度、医療・介護・地域資源と			
		の連携方法等)			
		○事例による総合演習			○ (新設)
		<ul><li>事例に基づくアセスメン</li></ul>			<u>• (新設)</u>
		ト、利用目標の設定、福祉用			
		具の選定及び福祉用具貸与			
		計画等の作成とモニタリン			
		<u>グの演習</u>			
		・利用者・家族やサービス			• (新設)
		担当者会議等での福祉用具			
		貸与計画等のわかりやすい			
		説明及びモニタリングに関			
		するロールプレイング			
		※事例は、脳卒中による後			
		遺症、廃用症候群、認知症な			
		どの高齢者に多い状態像と			

(Mil ×				し、地域包括ケアにおける 福祉用具貸与等の役割や多 職種からの情報収集等による連携の重要性に対する理 解が深まるものが望ましい。 ※講習の締め括りとしての 講義・演習であることから、 全体内容の振り返りととも に継続的に研鑽することが 望ましい。		日の利田の土壌は開心	- y (M A 冷) III	
<u>(削る</u>		5d 7 \	(水中 イ)	(本中本 /		具の利用の支援に関す		○ 本 医 体 羽
<u>(削る</u>	<u>)                                    </u>	<u>刊る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>福祉用</u> 具によ	<ul><li>・事例を通じて、福</li><li>祉用具による支援</li></ul>	<ul><li>・福祉用具貸与計 画等の作成・活用</li></ul>	<ul><li>○事例演習</li><li>・事例に基づくアセスメント、</li></ul>
					るのと用与等成間)	の手順の具体的イ メージを得るとと もに、福祉用具貸 与計画等の基本的 な作成・活用技術 を修得する。	における一連の手順を列挙できる。 ・福祉用具貸与計画等の作成における主要なポイントを列挙できる。	利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成の演習・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。
[別紙: 講師	2] 要件表				[別紙2] 講師要件	<b></b> +表		

科目	講師の要件	科目	講師の要件
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		一福祉用具を福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専	(1) 福祉用具	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専
の役割	門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具	の役割	門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具
(2) 福祉用具	プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」と	(2) 福祉用具	プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」と
専門相談員の	いう。) ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高	専門相談員の	いう。) ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高
役割と職業倫	等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員	役割と職業倫	等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員
理	(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。) ⑧前記以外の者	理	(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。) ⑧前記以外の者
	でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると		でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると
	特に認められる者		特に認められる者
二 介護保険制度等に関する基礎知識		二 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師	(1) 介護保険	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師
制度等の考え	④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介	制度等の考え	④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介
方と仕組み	護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査	方と仕組み	護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査
(2) 介護サー	することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	(2) 介護サー	することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
ビスにおける		ビスにおける	
視点		視点	
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだと	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精	(1) からだと	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精
こころの理解	神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査	こころの理解	神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査
	することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者		することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) リハビリ	①医師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤大学院等教員	(2) リハビリ	①医師 ②理学療法士 ③作業療法士 ④大学院等教員 ⑤前記以
テーション	⑥前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当	テーション	外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任で
	に適任であると特に認められる者		あると特に認められる者
(3) 高齢者の	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士	(3) 高齢者の	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士
日常生活の理	⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以	日常生活の理	⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以
解	下「介護機器相談指導員」という。) ⑦大学院等教員 ⑧前記以外	解	下「介護機器相談指導員」という。) ⑦大学院等教員 ⑧前記以外
	の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であ		の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であ
	ると特に認められる者		ると特に認められる者
(4) 介護技術	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士	(4) 介護技術	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士
	⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以		⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以
	下「介護機器相談指導員」という。) ⑦大学院等教員 ⑧前記以外		下「介護機器相談指導員」という。) ⑦大学院等教員 ⑧前記以外
	の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であ		の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であ

	ると特に認められる者		ると特に認められる者	
(5) 住環境と	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環	(5) 住環境と	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環	
住宅改修	境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研	住宅改修	境コーディネーター1 級・2 級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研	
	修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者で		修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者で	
	その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特		その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特	
	に認められる者		に認められる者	
四 個別の福祉用具に関する知識・技術		四 個別の福祉用具に関する知識・技術		
(1) 福祉用具	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士	(1) 福祉用具	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士	
の特徴	⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護	の特徴	⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護	
(2) 福祉用具	機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審	(2) 福祉用具	機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審	
の活用	査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる	の活用	査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる	
	者		者	
(3) <u>福祉用具</u>	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具	_(新設)_	<u>(新設)</u>	
の安全利用と	プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教員			
<u>リスクマネジ</u>	⑦前期以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当			
<u>メント</u>	に適任であると特に認められる者			
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識 <u>及び支援に関する総合演習</u>		五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識		
(1) 福祉用具	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士	(1) 福祉用具	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士	
の供給とサー	⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学	の供給の仕組	⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学	
ビスの仕組み	院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該	<u>み</u>	院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該	
(2) 福祉用具	科目の担当に適任であると特に認められる者	(2) 福祉用具	科目の担当に適任であると特に認められる者	
による支援プ		貸与計画の意		
ロセスの理解・		義と活用		
福祉用具貸与				
計画の作成と				
<u>活用</u>				
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
(削る)	<u>(削る)</u>	福祉用具に	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士	
		よる支援の手	⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学	
		順と福祉用具	院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該	
		貸与計画等の	科目の担当に適任であると特に認められる者	
		<u>作成</u>		

※ 講師(医師を除く)は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴 ※ 講師(医師を除く)は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴 等を概ね5年以上有すること。

等を概ね5年以上有すること。